

## 介護年金保険の加入提案！

介護費用の負担については、大部分は公的介護保険で賄うことをお考えのことと思います。よって、介護費用負担に備えるための民間介護保険については加入率が低いのが現状です。ただし、介護にかかわる支出のなかでも介護するための部屋の改造をする一時的な支出や毎月の介護費用のうち公的介護保険で賄えない金額の補填については考えておかななくてはなりません。

特に公的介護保険で賄えない支出については、その負担が高齢時（収入が少なくなる時期）に発生するので自己資金を減らさない対応として民間の介護保険の加入をお勧めいたします。

(加入のポイント)

1. 介護保険支出により自己資金の減少を防ぎたい！⇒介護保険料の負担がない（介護年金無でも）
2. 介護状態になった場合には、終身介護保障としたい！⇒加入中は終身介護年金有
3. 介護年金を受取らない場合での保険料負担を少なくしたい！⇒途中解約、死亡の場合でも軽減

加入設計例：あんしんねんきん介護R（東京海上日動あんしん生命保険株式会社）

64歳男性、介護年金終身受取型（年間50万円）、80歳で健康還付給付金、  
要介護2で介護年金

単位:円、マイナスは負担

項目	要介護2	85歳	90歳	途中解約	死亡	80歳
備考	10年で要介護2 90歳で死亡	80歳後も継続加入 85歳で要介護2 90歳死亡	80歳後も継続加入 90歳で死亡	10年で解約	加入後10年で死亡	介護年金受取無
年額保険料	344,160	344,160	344,160	344,160	344,160	344,160
支払保険料年数	10	20	25	10	10	15
支払保険料総額	3,441,600	6,883,200	8,604,000	3,441,600	3,441,600	5,506,560
介護年金	8,000,000	3,000,000	0	0	0	0
健康還付給付金	0	5,506,560	5,506,580	0	0	5,506,560
保険料戻り（死亡・解約）	0	5,506,560	5,506,580	1,560,495	3,441,600	5,506,560
保険料負担額	3,441,600	1,376,640	3,097,420	1,881,105	0	0
介護年金受取額	8,000,000	3,000,000	0	0	0	0
実質負担額	4,558,400	1,623,360	-3,097,420	-1,881,105	0	0

### 第20回安心会計カップ杯ゴルフ大会結果報告

2021年10月14日に開催されました第20回安心会計カップ杯ゴルフ大会は8組30人のなか篠原良道様が優勝されました。

ベストグロ賞：太田さり様

ドラコン賞：(アト) 篠原良道様、上野ふみ子様

ドラコン賞：(イ) 青木俊雄様、佐藤正行様

ニアピン賞：(アト) 上野ふみ子様、佐藤正行様

ニアピン賞：(イ) 上野ふみ子様、宮本貴夫様



# 歯科会計®

## 設備投資確認表（決算・助成金・支援金用）

番号	受付・待合室	区分	参考価格 (概算)	購入計画	購入予算
1	デジタル式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置	特別償却	12,000,000	無・有	
2	デジタル式歯科用パノラマX線診断装置	特別償却	8,000,000	無・有	
3	チェアサイド型歯科用コンピュータ支援設計・製造ユニット	特別償却	6,900,000	無・有	
4	ユニット	特別償却	6,500,000	無・有	
5	エルビウム・ヤグレーザ	特別償却	6,000,000	無・有	
6	デジタル印象採得装置	特別償却	5,800,000	無・有	
	500万円以上の指定医療機器	小計			
7	マイクロスコープ	助成金・補助金	5,000,000	無・有	
8	電子カルテ入力システム構築	助成金・補助金	3,000,000	無・有	
9	口腔内スキャナー	助成金・補助金	3,000,000	無・有	
10	レセコンソフト入替	助成金・補助金	1,500,000	無・有	
11	待合室のデジタルサイネージ	助成金・補助金	1,500,000	無・有	
12	ポータブルユニット	助成金・補助金	1,500,000	無・有	
13	口腔外バキューム	助成金・補助金	1,000,000	無・有	
14	医療器具高圧洗浄機	助成金・補助金	800,000	無・有	
15	ハンドピース専用滅菌機	助成金・補助金	800,000	無・有	
16	予約管理システム	助成金・補助金	500,000	無・有	
17	ビジネス電話システム	助成金・補助金	500,000	無・有	
18	ビジネス用コピー機	助成金・補助金	500,000	無・有	
19	トイレ設備改修	助成金・補助金	500,000	無・有	
20	クラスB滅菌機	助成金・補助金	500,000	無・有	
21	自動釣銭機または精算機	助成金・補助金	400,000	無・有	
22	待合室監視用カメラ&モニター	助成金・補助金	300,000	無・有	
	治療・業務効率化設備購入	小計			
23	スマレジ&スマレジタイムカード（要タブレット）	決算対策・少額資産	30万円未満	無・有	
24	リライトカード & 読取り・リライト機	決算対策・少額資産	30万円未満	無・有	
25	着信POPアップシステムCTI（見えTEL君）	決算対策・少額資産	30万円未満	無・有	
26	診療室監視カメラ&モニター設備	決算対策・少額資産	30万円未満	無・有	
27	治療説明アニメーションソフト	決算対策・少額資産	30万円未満	無・有	
28	3Dプリンター	決算対策・少額資産	30万円未満	無・有	
29	エアーカーテン	決算対策・少額資産	30万円未満	無・有	
30	高性能空気清浄機	決算対策・少額資産	30万円未満	無・有	
	決算対策・少額資産（合計300万円以内）	小計			
31	各種 感染対策用品	決算対策・消耗品	10万円未満	無・有	
32	待ち患者への自動呼び出しベル	決算対策・消耗品	10万円未満	無・有	
33	スタッフ間のインカムシステム	決算対策・消耗品	10万円未満	無・有	
34	ユニフォーム リニューアル	決算対策・消耗品	10万円未満	無・有	
35	抗原検査キット、PCR検査キット	決算対策・消耗品	10万円未満	無・有	
36	予約患者の状況確認モニター	決算対策・消耗品	10万円未満	無・有	
37	口腔写真用カメラ（一眼レフ）	決算対策・消耗品	10万円未満	無・有	
38	話し中の自動音声対応システム	決算対策・消耗品	10万円未満	無・有	
39	各種クレジットカード&キャッシュレス決済機器	決算対策・消耗品	10万円未満	無・有	
40	決算対策、支援金対象資産・消耗品（10万円未満）	小計			

# ドクター会計

## ふるさと納税の申告が簡単に！

令和3年分確定申告から、ふるさと納税の申告が簡単になります。

従来は確定申告の際に各自治体から発行される「寄付金控除証明書」の添付が必要でした。そのため確定申告時期まで証明書を保管しておかなければならず、仮に紛失した場合には再発行を依頼するなど、その管理が大変でした。また寄付先が多い場合には書類が多くなり、計算も煩雑でした。

令和3年分の確定申告からは、国税庁長官より指定を受けた「特定事業者」が発行する年間寄付額を記載した「寄付金控除に関する証明書」を1枚添付することで、寄付金控除を受けることができることとされました。

### 特定事業者一覧（令和3年9月15日現在）

表示番号	ポータルサイト名	特定事業者	法人番号
FN	ふるなび	株式会社アイモバイル	4011001059087
SF	さとふる	株式会社さとふる	9010401112780
RA	楽天ふるさと納税	楽天グループ株式会社	9010701020592
FC	ふるさとチョイス	株式会社トラストバンク	8011001073076
TK	ふるさとパレット	東急株式会社	7011001016291
FP	ふるさとプレミアム	株式会社ユニメディア	6010001082956
PL	ふるさとぷらす	株式会社エスツー	2370001014200
CS	セゾンのふるさと納税	株式会社クレディセゾン	2013301002884
AN	ANAのふるさと納税	全日本空輸株式会社	1010401099027
FH	ふるさと本舗	株式会社ふるさと本舗	5011001120491
MI	三越伊勢丹ふるさと納税	株式会社三越伊勢丹	4011101059648
JL	JALふるさと納税	株式会社JALUX	6010701004711
AU	au PAY ふるさと納税	KDDI株式会社	9011101031552

(国税庁HPより)

### 証明書の取得方法

証明書の取得には、①運営するポータルサイトから電子データで発行し取得する方法と、②書面で発行してもらい郵送で取得する方法の2つがあります。

### 申告方法

申告時には、下記の3つの方法があります。

- ① 電子申告の際にそのまま証明書データを添付する。
- ② 証明書データを国税庁が提供するQRコード付証明書等作成システムで読み込み、プリントアウトした書類を添付する。
- ③ 郵送で取得した証明書を添付する。

### 注意点

- ・ふるさと納税先が5自治体以内でワンストップ特例制度利用の場合には、証明書は不要です。
- ・今まで通り、各自治体発行の寄付金証明書を添付して確定申告することも可能です。

# 医療承継

## 死亡退職金と弔慰金

医療法人の役員等が亡くなった場合には、遺族に対して死亡退職金の支給を行うことが可能です。また、死亡退職金とは別に、亡くなった人を弔い遺族を慰める趣旨で弔慰金の支給も可能です。死亡退職金も弔慰金もいずれも相続財産とみなされ相続税の課税対象となりますが、それぞれ非課税で受け取れる枠が規定されています。

### <死亡退職金の非課税枠>

以下の計算式で非課税枠の金額が算出されます。

- 死亡退職金の非課税金額 = 「500 万円×法定相続人の人数」

仮に法定相続人の人数が 4 人の場合は、2000 万円が非課税となります。

### <弔慰金の非課税枠>

死亡が業務上の死亡であるか、業務外の死亡であるかに応じて弔慰金の非課税枠は以下の算式で求められます。

- 業務上の死亡の場合・・・弔慰金の非課税枠 = 「月額給与×36 ヶ月」
- 業務外の死亡の場合・・・弔慰金の非課税枠 = 「月額給与×6 ヶ月」

仮に役員報酬月額が 100 万円が業務外の死亡の場合、600 万円が非課税となります。

### <相続対策として検討>

医療法人の役員等が亡くなった場合には、死亡退職金のほかに上記の弔慰金も合わせて支給することで遺族が非課税で受け取れる財産が多くなります。

死亡退職金の額が非課税枠を超える金額になる場合には一部を弔慰金として分けて支給することが相続税負担の観点では有利となります。また、受け取る遺族については納税資金として用いることが可能となります。

さらに、医療法人の出資金も相続財産となりますが、死亡退職金に加えて弔慰金については非課税枠を超えた部分の金額については未払計上により、相続財産としての出資金の評価額も減額させる効果もあります。